

## 2020 年度学生の学業継続支援のための特別措置(授業料減免) の申請にかかる Q&A

Q1. 出願資格④アについて、対象となる公的支援制度はどれですか。

A1. 利用している制度が該当すると思われる場合は申請してください。この際、複数の制度を使用している場合は、全ての受給証明書のコピーを添付してください。

現在は様々な支援制度があり、大学がそれらの内容を全て把握することは困難です。参考として、次の URL のページの中ほどに記載の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」もご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

Q2. 出願資格④イについて、給与所得は総額と控除後とどちらを記入すればよいですか。

A2. 総額(雇用主が支払った額)を記入してください。

Q3. 出願資格④イについて、自営業で提出可能な書類では所得が半減していると言えないが、申請日以降に大幅な所得減が起きることが判明しており、2020 年度全体として半減する見込みの場合、どうすればよいですか。

A3. 補足説明資料(書式自由)を作成し、売上や経費支出、所得の推移(見込を含む)や大幅な所得減が起きる理由を示し、2020 年度の所得が半減することが分かるようにしてください。

Q4. 出願資格④イについて、自営業で月ごとの収支にばらつきがあり、「直近 1 ヶ月分の給与明細書等を 12 倍」では半減とならないが、他の計算によれば 2020 年度全体として半減する見込みの場合、どうすればよいですか。

A4. 補足説明資料(書式自由)を作成し、売上や経費支、所得の推移(見込を含む)や大幅な所得減が起きる理由を示し、2020 年度の所得が半減することが分かるようにしてください。

Q5. 募集要項には「申請書類に不備がある場合は、選考対象外となります。不備があっても、学生課から連絡はしません。」とありますが、事前に提出書類の確認をして貰えませんか。

A5. 現在はキャンパスへの立入を制限しているため、事前に提出書類の確認をすることはできません。

書類不備とは、記入すべき欄が空欄である、求められた説明に対し回答していない、必要な書類が添付されていない等の場合を指します。軽微な誤字等を理由に選考から外すことはありません。また、申請書や添付書類が適切に提出されたうえで、不明な点がある場合には、学生課から問い合わせの電話をする場合があります。